

税務QA

17.9-1

Q1 (クリニックの医療法人設立時の出資の仕方、設立後の資産の移行)

クリニックを開業して2年になり、医療法人成りを考えていますが、医療法人設立時の出資金の決め方と税務上の留意点、設立後の個人から法人への資産、負債の移行についての考え方を教えてください。

A

ポイント

- (1) クリニックの一人医師医療法人設立時の出資については、正味資産が500万円以上であればよく、開業2年未満の場合はそれに加えて2ヵ月分の運転資金が必要となっていますが、建物及びその敷地を出資することは特に求められていません。
- (2) 個人開業時、土地、建物を金融機関借入れで取得している場合には、医療法人を設立して業務が落ち着いた段階で、税務対策上等から、土地、建物、借入金の法人への移行を検討してみるとよいでしょう。

1. 医療法人設立時の出資の仕方と税務上の留意点

(1) 医療法人設立時の出資の仕方

「一人医師医療法人設立認可申請書の作成マニュアル(北海道)」によりますと、一人医師医療法人設立認可申請書には、「設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録」を添付しなければなりません。その作成上の考え方は、法人に引き継ぐべき資産と負債の内容を明確にすることがポイントになります。

マニュアルには設立当初の財産目録について下記のように3つのケース別の見本(要約)が掲載されています。3つの見本に共通していることは、正味資産500万円以上の用意、と資産については、医療機械器具、什器備品、車両、電話加入権、現金及び預金に限られ、土地、建物、棚卸資産、診療報酬未収入金は含まれていない、ということです。なお、開業2年未満の場合は、2ヵ月分の運転資金(見本では、設立代表者からの借入れ)を用意することになっています。

開業2年以上で負債がない場合	開業2年以上で負債がある場合	開業2年未満で運転資金の負債がある場合
1 資産 5,000,000 円	1 資産 9,380,000 円	1 資産 26,880,000 円
2 負債 0 円	2 負債 3,000,000 円	2 負債 18,000,000 円
3 正味資産 5,000,000 円	3 正味資産 6,380,000 円	3 正味資産 8,880,000 円
資産内訳 医療機械器具 車 両 電話加入権 現金及び預金	資産内訳 医療機械器具 什器備品 車 両 電話加入権 現金及び預金 負債内訳 借入金	資産内訳 医療機械器具 什器備品 車 両 電話加入権 現金及び預金 負債内訳 借入金

医療法人は資産要件として自己資本比率20%以上の要件が規定されていますが、診療所のみを開設する一人医師医療法人については、この要件は適用されません。

医療法人は現物出資という考え方が原則とされ、医療法人が「業務を行うために必要な資産」として土地・建物などを、医療法人自らが所有することは本来望ましい形態です。しかし、土地・建物などを長期間にわたり、かつ、確実な賃貸借契約を締結して賃借しているなど、計画等から医療法人の業務の運営に支障がないと判断できる場合には、医療法人の設立認可が認められます。

設立をできるだけ容易にする、医業の充実策は別の面から指導する、という行政側の対応により、現実には上記見本のような出資による設立が大多数を占めています。

(2) 医療法人設立時の出資にかかわる医療法人及び出資者個人に対する課税

医療法人

1人医師医療法人の設立に際して、出資者から金銭や債権・債務、土地、建物、医療機器、什器備品、棚卸資産、車両運搬具等の現物資産が出資されますと、その出資相当額（金銭以外は時価評価が原則です。）に応じた「出資持分」が出資者に与えられることとなります。つまり、金銭や現物などが「出資持分」に変わっただけで、それによって医療法人が何らの利益を得ていないので、医療法人の側においては課税されることはありません。

出資者個人

一方、出資する個人の側からみると、金銭や債権・債務の出資については、これと同額の持分を取得するだけで課税関係は起こりません。ただし、現物資産についてはその時点で現物の譲渡があったものとみなして、その代金を金銭で出資したと考えますので、過去に個人で取得した時からの値上がり益相当分が実現し、これに対して譲渡所得税が課税されることとなります。現物出資により受入れた資産の受入価額（時価）と出資資産の取得価額との差額が譲渡所得として課税されます。

（注）上記の「時価」とは一般取引価額のことで、土地については近隣の取引実例を基礎とした実勢価格です。

2. 現物出資を検討する場合の留意点

固定資産	<p>昭和60年の医療法の改正により医療機関の資産をすべて現物出資する必要はなくなり、実務上は土地・建物について長期間安定して賃借できる条件さえあれば、設立を容易にするため、不動産鑑定士の評価証明書が必要であったり、課税上の問題（譲渡所得）を生じるような現物出資を行う必要はないということにもなりました。</p> <p>医療用機器、什器備品などを現物出資する場合、帳簿残高（取得価額から減価償却費を控除した額）を時価とみなして評価してよく、この場合、現物出資を受ける医療法人の側では、中古資産の受入れとして中古資産の耐用年数を適用して減価償却をすることとなります。</p>
医薬品 医療材料	<p>医薬品等を現物出資することも可能ですが、所得税で「社会保険診療報酬の所得計算の特例」を適用している場合、法人に引き継ぐと保険外収入になってしまいますので、いったん薬品問屋等に引き取ってもらい法人であらためて購入するとよいでしょう。</p>
診療報酬 未収入金	<p>理論上は債権ですから出資可能ですが、支払側の社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会等に通知して、その承諾を得て振込先を変更しなければならず、また、審査減額もあるなど、実務上煩雑です。</p>

買掛金、借入金、預り金等の負債	<p>医業に係る負債は医療法人に引き継ぐことができ、正味資産（引き継ぎ資産 - 引継負債）をプラスとして、それを出資すればよいわけです。なお、個人の資金収支の面からも引き継ぐべき資産と負債のバランスを考える必要があり、また、現金・預金を法人運転資金としてすべて引き継いでしまうと、個人営業年分の所得税、地方税の支払い原資がなくなってしまうことがありますので、この点も留意すべきです。</p>
-----------------	---

3. 医療法人設立開業後の土地建物の法人への移行

医療法人設立時に土地、建物を現物出資せず個人からの賃借とした場合、その土地、建物が個人開業時に銀行借入で賄われていますと、個人の借入金の元利返済金をカバーする個人の所得（賃料収入と役員報酬）を設定しなければなりませんので、個人の所得が膨らみ勝ちとなります。

そうなりますと、一人医師医療法人の法人成りの大きな目的が、法人と個人を通じての節税メリットの享受であるとすれば、例えば、個人に課税される所得金額が1,800万円以上になると所得税率が37%になるなど、望ましい形ではありません。

土地の含み益の課税上の問題がない場合、個人の年間所得を抑えたいとすれば、医療法人化したクリニックの運営が落ち着いた段階で土地、建物をその資産を取得するために発生した負債（ひも付き負債）である借入金とともに医療法人に移行するため売却を検討するとよいでしょう（債権者である銀行等の承認が必要です。）

なお、この場合、利益相反行為となりますので、知事に特別代理人選任申請手続きが必要です（医療法第68条。また、不動産の登記については、特別代理人の選任がなければ、登記所で受理されません。）

例えば、土地 5千万円、建物 5千万円をその資産を取得するために発生した銀行借入金残高9千万円と共に医療法人へ売却しますと、下記の仕訳のように理事長個人は、土地、建物、借入金 が法人に移行して無くなり、資産、負債の差額1千万円が個人から法人への貸付金（又は未収入金）となります。

一方、医療法人は、資産である土地、建物が増え、負債である借入金が増えますが、その差額1千万円が個人からの借入金（又は未払金）となります。

理事長個人	借入金	9千万円	/	土地	5千万円
	法人への貸付金	1千万円		建物	5千万円
医療法人	土地	5千万円	/	借入金	9千万円
	建物	5千万円		個人からの借入金	1千万円

（注）この売買の段階で、医療法人の資金事情から差額1千万円を現金で支払うことができるときは、法人と個人の貸借は発生せず、法人は1,000万円の現金の減少、個人は同額の現金の増加となります。